

京情審答申第123号  
平成29年12月25日

京都府知事  
山田啓二様

京都府情報公開審査会  
会長山本克己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について  
(答申)

平成29年7月10日付け9介第322号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年11月11日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成28年10月18日付け8丹保企第265号に対する実地指導指摘事項改善報告書」を内容とする公文書の公開請求を行った。
- 2 平成28年11月18日、実施機関は、対象公文書として、実地指導指摘事項改善報告書<〇〇>平成28年10月25日付け供覧（以下「本件公文書」という。）を特定するとともに、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同年11月18日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成29年2月10日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第12条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 4 平成29年8月29日、実施機関は、条例第19条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件請求に対する裁決について諮問した。

## 第3 本件請求の趣旨

本件請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、実施機関が作成した弁明書への反論書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 厳密な管理・使用が求められる銀行印等を本件公文書に押印する必要はない。
- 2 本件処分は、高齢者の生命、身体の安全と営業の自由とを天秤にかけている点において、憲法に違反し、老人福祉法及び介護保険法の趣旨に違反し、条例第6条第3号ただし書に抵触するものとする。

## 第5 実施機関の説明の要旨

本件公文書に押印された法人代表者印の印影（以下「本件印影」という。）は、法人に関する情報であり、複製することにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第3号に該当するため、非公開としたものである。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件印影が条例第6条第3号本文に該当することを根拠として実施機関が行った本件処分は妥当でない旨及び本件印影が同号ただし書アに規定する「人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報」に該当するため、公開すべきである旨を主張していることから、これらについて検討し、判断することとする。

#### (1) 条例第6条第3号本文該当性について

条例第6条第3号本文は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重され、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

実施機関の説明のとおり、本件印影は、法人代表者印として押印された印影であると考えられることから、法人の事業活動に関する情報であると認められる。また、一般に法人の印影は、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であることから、公開することによって偽造され、又は悪用されるなど、同号本文に規定するおそれがあるというべきである。

したがって、実施機関が非公開とした本件印影は同号本文に該当すると認められる。

#### (2) 条例第6条第3号ただし書該当性について

条例第6条第3号ただし書は、同号本文に該当する場合であっても、「人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報」又は「人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報」については、公益上の見地から、非公開とすべき情報から除外する旨を明らかにしたものである。

本件印影は、当該法人が実施機関に提出する本件公文書の記載内容が真正なものであることを証明する認証的機能を有するものにすぎず、同号ただし書に規定する情報と直接的に関わる情報であるとはいえない。

したがって、実施機関が非公開とした本件印影は同号ただし書に該当するとは認められない。

### 2 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 7月10日	諮問書の受理
平成29年 8月29日	第1回審査会
平成29年10月30日	第2回審査会
平成29年12月25日	第3回審査会
平成29年12月25日	答 申